

官報 号外

平成二十一年四月二十一日

○第一百七十一回 衆議院会議録 第二十五号

平成二十一年四月二十一日(火曜日)

議事日程 第十六号

平成二十一年四月二十一日

午後一時開議

第一 不正競争防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 不正競争防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

日程第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

日程第三 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、不正競争防止法の一部を改正する法律案、日程第二、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたしました。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(本号末尾に掲載)

不正競争防止法の一部を改正する法律案及び同

報告書

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成二十一年四月二十一日 衆議院会議録第二十五号

(不正競争防止法の一部を改正する法律案についての金子国土交通大臣の趣旨説明)

(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化)

(不正競争防止法の一部を改正する法律案についての金子国土交通大臣の趣旨説明)

一

(東順治君登壇)

○東順治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、不正競争防止法の一部を改正する法律案

について申し上げます。

本案は、我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大にかんがみ、事業者間の公正な競争を確保する観点から、技術やノウハウ等の営業秘密の一層の保護を図るために、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につきましては、国際的な人的交流の拡大及び情報化の進展等に伴い、安全保障に関連する貨物または技術の海外への流出の懸念が増大していることにかんがみ、これを防止するため、安保上機微な技術の対外取引規制を見直すとともに、許可なき輸出に対する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、四月十四日本委員会に付託され、翌十五日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十七日質疑を終了いたしました。質疑終局後、両案につき採決を行った結果、全会一致をもつて、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、不正競争防止法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣金子一義君。

○國務大臣(金子一義君) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

タクシーは、鉄道、バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関であるとともに、高齢化社会の進展等の地域社会の変化に対応する役割や、各地区的観光交流を支える基盤としての役割なども大いに期待される公共交通機関であります。

しかしながら、タクシー事業をめぐつては、長期的に需要が減少する傾向にある中、タクシー車両数が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に發揮することが困難な状態となつております。

このような状況を踏まえ、問題の発生している地域において、タクシー事業者を中心とする地域の関係者の自主的な取り組みを中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようになるため、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、国土交通大臣は、供給過剰等の状況に照らして、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするため、地域の関係者の自主的な取り組みを中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認める地域を特定地域として指定することができます。とともに、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針を定めることとしております。

第二に、特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその団体、タクシー運転者の団体、地域住民等により組織される協議会が、基本方針に基づき、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための地域計画を作成することができるることとし、地域計画に即してタクシー事業者が実施する取り組みに係る計画について、国土交通大臣による認定制度を設けることとしております。

第三に、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、道路運送法の特例、タクシー事業者、国その他の関係者の責務等について定めることとしております。

以上が、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案の趣旨でございます。

以上です。(拍手)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。三日月大造君。

〔三日月大造君登壇〕

○三日月大造君 私は、民主党・無所属クラブを

代表し、ただいま提案のありました、政府提出、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案について、関係大臣に対し質問を行います。(拍手)

小泉改革の流れの中、二〇〇二年、改正道路運送法の施行、いわゆる規制緩和が行われ、タクシーアクションは大きく変わりました。待ち時間の短縮、多様なサービスの導入など、一部の地域でプラスの効果も見られますが、むしろ看過、放置できない多くのマイナスの効果が各地で発生することとなりました。

長期的な需要低迷の中、多くの地域で、タクシー車両が大幅に増加し、供給過剰状態となり、タクシーの経営環境は大変厳しくなっています。タクシー運転者の賃金は、全産業男性労働者との比較で六割に満たず、金額にして二百万円以上の差がつき、タクシーの運転では生活できない、家族が養えない現状にあります。まさに格差社会の象徴的存在となっています。

特有の歩合制賃金制度により、営業収入の低下分がそつくり賃金の削減としてしわ寄せされ、結果として、運転者は、稼ごう、そのため走ろうと頑張り過ぎ、運転時間と労働時間を長期化させ、労働条件が著しく悪化しています。

昨年末には、経済不況のあおりも受け、運転者が相次いで刺殺される事件も発生しています。お亡くなりになられた運転者の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

当然、タクシーの事故はふえ、走行距離当たりのタクシー事故は他の事業用自動車と比べても格段に多く、利用者の安全性を脅かしています。

長時間労働だけでなく、最低賃金法の違反、社会保険の未加入、名義貸しなど、法令遵守の観点から問題ある事業者やタクシーをばっさせ、まさに悪貨が良貨を駆逐するという悪循環が起っています。

市場原理で最適化されると考えられた運賃は、

逆にばらつき、一部地域ではダンピング競争を生み、結果的に、運賃値上げを余儀なくされる地域も続出しています。

増加したタクシーが、駅前広場や繁華街を埋め、道路混雑などの都市問題を引き起こし、空車走行や長時間の客待ちによる燃料消費は、地球温暖化にもつながっています。

近年のタクシー政策は明らかに失敗、だったのではないかでしようか。社会的規制や事後チェックが不十分なまま、経済的規制の緩和一辺倒であつたタクシー行政の総括と検証を国土交通大臣に求めます。

また、労働行政をつかさどる厚生労働大臣には、タクシー運転者の賃金や労働時間などの労働条件の現状と監査の状況、法令違反の実態について答弁を求めます。

民主党は、一月、タクシー改革ビジョンを取りまとめました。利用者の利便性と安全性、運転者の労働条件を改善すべく、公共交通機関としての位置づけの明確化や地方分権、需要拡大への努力と供給調整のための実効ある仕組みづくり、地域ごとの安全に配慮した適正な運賃の必要性の四点の基本的な考え方を示しました。

民主党は、この特別措置法案の趣旨と枠組みについては一定の評価をいたしますが、幾つか疑問と問題を提示いたします。

第一に、供給過剰状態への対策が不十分だと考えます。

そもそも、供給過剰をどう定義するのか、利害が相反する関係事業者の協議会への参画をいかに確保するのか、特定地域での新規参入、増車の歯どめをどのように行うのか、お答えください。

期間限定の特定地域の指定は解除後の増車をかえて助長するという問題が想定されます。いかなる対策をとられるおつもりでしようか。

から、特定地域の指定について、知事や市町村長からも要請できるようにもすべきだと考えますか、いかがでしようか。

第三に、法案では、供給輸送力の減少、いわゆる減車措置などの事業再構築が行えることになります。その実効性をいかに担保するのか。事業再構築への参加のインセンティブを充実させるためのメニューを加えることが必要だと考えます。

が、御所見を伺います。

加えて、地域偏在や夜型中心の営業などの傾向が見られる個人タクシーについては、今回の法案でどのように位置づけているのか、お答えください。

民主党は、利用者の利便性と安全性を確保し、労働者や事業者にとってもやりがいのあるタクシー市場をつくることをを目指しています。その意味で、特定地域だけに期限つきの対策を講じようとする政府の法案では不十分であり、規制緩和の大もとである道路運送法そのものを改正が必要だと考えます。金子大臣、いかがお考えですか。

以下、具体的な提案とともに伺います。

まず、道路運送法の目的に、タクシー事業の公正な競争を確保することを明記し、法律そのものの性格を改めるべきです。新規参入については、需給を勘案した許可制に、そして、増車計画についても、需給を勘案した認可制に改めるべきです。政府の見解を求めてます。

政府提出法案は、運賃問題に触れていません。

現行の上限運賃制では、一部地域で、行政の監視が十分行き届かない中、下限割れ運賃が続出し、法令違反も横行、利用者の選択可能性が十分確保されないまま、安全を度外視した過当な運賃競争が野放しになっています。結果、タクシーの質の著しい劣化も起っています。

現行では、運賃及び料金は、適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないものであることと

官報号外

規定されていますが、適正な原価に適正な利潤を加えたものであると変更し、タクシーが公共交通機関であることを前提に、地域ごとに安全を確保するための適正な運賃を定める制度へと改めるべきです。この点について、国土交通大臣の答弁を求めます。

悪質事業者を市場から退出させるべく、事故報告をより広く、より早く求める規定を定めることが、また、運転者の拘束時間等を定める自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を法定化すべく検討することも必要だと考えます。国土交通大臣、厚生労働大臣、両大臣の御答弁を求めます。

加えて、厚生労働大臣には、通達で廃止するものとされながら実態として横行している累進歩合制賃金について、国土交通大臣には、事業者責任を事実上放棄する名義貸しによる雇用、経営形態について早急に改めるべきとの観点から、見解と決意を求めます。

タクシー運転者の質を不斷に確保、向上させることが重要です。当面の対策として、政令指定都市において導入された運転者の登録制度を全国に拡大すること、将来的には、一定の運転技術と地理案内など必要な資質を有する運転者の資格制度を創設し、質と量を管理する手法を導入すべきとの提案もあります。政府の見解はいかがでしょう。

以上、タクシー行政について具体的な改善点を提起させていただきました。

政治と行政は、何より公正であるべきです。残念ながら、近年は、弱き人々を救う政治が、弱き人々をどんどん生み出しまっています。ルール違反を看過し、まじめに頑張る人の意欲をそぐ行政もまかり通っています。

昨年秋から実施された政府の経済対策にも多くの疑問があります。税金を集め、使うことに、自公政権はもつと謙虚であるべきです。二兆円もの

財源を、八百億円以上の費用をかけて定額給付金としてばらまくのなら、最初から税金を取らなければいいんです。減税をすべきです。消費税の減税、ガソリン税などの暫定税率の廃止で、納税者に返すべきなんです。

税金を投じて行う高速道路料金の引き下げが、なぜETC車だけなんでしょうか。しかも二年間だけです。一部の人だけに恩恵があり、その費用は国民が消費税増税で負担という矛盾と無理に、國民は怒っています。

旧態依然の仕組みを前提に、無駄遣いや天下りなどの既得権益は温存したまま借金を重ね、ばかりまき一瞬、負担ずつしりの経済政策は、國民にとってはむしろ大迷惑です。

民主党は、一時のなびほう策ではなく、子ども手当の創設、高校の無償化、高速道路の無料化などの恒久対策で、家計で自由に使える可処分所得を約二割ふやします。セーフティーネットのつくり直し、農林水産業の再生、省エネ等の住宅リフォームの促進等により、日本の安心と元気を再生いたします。

日本には、國民の努力により培われた、世界に誇る力と心があります。残念ながら、現在は、國家の經營者が悪いので、資源配分が機能せず、真の改革も進まず、この日本の力と心が生かしきれておりません。

総選挙は、國民の良識による選択です。そして、政権交代とは、日本の経営改革です。その機会を、麻生総理、早期に、そして真摯に、私たちに与えてください。

私たち民主党は、タクシー行政初め、真に公正な政治と行政を追求し、行き詰った日本の經營改革を断行してまいることを強く誓い、質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣金子一義君登壇〕

○國務大臣(金子一義君) タクシーの規制緩和についての総括、検証についてお尋ねがありました。

タクシーの規制緩和の実施に当たっては、当時の運輸政策審議会において、幅広い関係者からの意見等を聞きながら、これに必要となる環境整備方策についての答申を取りまとめていたただくなど、必要な準備をした上で実施をしたものであります。

タクシー事業の規制緩和については、サービスの多様化や待ち時間の短縮など一定の効果もあらわれおり、そうした規制緩和のプラス面は、今後とも生かしていく必要があると考えております。

一方、地域によっては、需要が長期的に低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、タクシー運転者の労働条件の悪化を初め、公共交通機関としてのマイナス面が生じていることも必要であると思っております。

供給過剰について、定義のお尋ねがありました。

法案では、供給過剰とは、供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であるということを定義しております。

法の施行に当たっては、この定義に則しまして、今後、法案の審議を踏まえながら、より具体的な基準を定めることとしたと考えておりました。

協議会へのタクシー事業者の参画の確保についてお尋ねがありました。

協議会へのタクシー事業者の参画は、基本的に各事業者の自主的判断にゆだねられておりますが、実効ある協議がなされるべく、地方運輸局を通じて広く関係事業者に参加を呼びかけるなどにより、多くの事業者の参画が得られるよう努めてまいりたいと思っております。

特定地域での新規参入、増車の歴史の方策についてお尋ねがありました。

本法案では、特定地域は、供給過剰等の状況に照らし、タクシー事業の適正化、活性化が特に必要と認められた地域を指定することとしており、こうした指定の趣旨から、特定地域においては、安易な供給の拡大は厳に抑制されるべきものと考えております。

このため、法案では、国は、特定地域において、タクシー事業の適正化を推進するため、新規参入の許可、増車の認可など監督上必要な措置を的確に実施するものとされております。したがつて、安易な供給の拡大を招くような新規参入や増車の申請に対しても、厳に抑制する方向で対応することとしております。

特定地域の指定解除後の増車への対策についてお尋ねがありました。

昨年十二月の交通政策審議会の答申でも指摘されておりますが、供給過剰の進行等に伴う問題への対策は、そのために必要とされる期間に限つてこれを行うことが適当であると考えております。

仮に期間を定めない場合は、必要とされる期間を超えて長期間にわたり新規参入等が抑制されることになり、消費者利益の向上の観点から問題があると考えております。

特定地域の指定期間の終了後においては、各地域の個別の状況を踏まえながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

知事等による地域指定の要請についてお尋ねがありました。

特定地域は、法案の規定に基づき、具体的な基準によって指定されることとなります。このため、必ずしも関係者の要請等によって指定が左右されることとはならないと考えております。いずれにしても、特定地域におけるタクシー事業の適正化、活性化を図るために、当該地域の幅広い関係者の積極的な参画を得ることが重要と考えております。

減車措置の実効性の確保方策、インセンティブ

についてお尋ねがありました。

本法案では、複数の事業者が協調して減車を行う場合には、事前に国土交通省と公正取引委員会が協調減車に係る計画について調整を行うことにより、減車が円滑に進められる仕組みを用意したところであります。この仕組みを最大限利用しながら、地域の状況に応じて減車が適切に実施されるよう努めてまいりたいと考えております。

また、減車に対するインセンティブについては、例えば、特定事業に対する既存の補助制度による支援を活用するなど、今後、さらに検討してまいりたいと考えております。

個人タクシーの位置づけについてお尋ねがありました。

今回の法案においては、特定地域において、安易な供給拡大の抑制とともに、当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進することとしております。

この場合、個人タクシーについても、安易な供給拡大の抑制の対象となるとともに、タクシー事業の適正化及び活性化の取り組みに参画することが望ましいと考えております。そうした観点で、個人タクシーについても、各地域の協議会への積極的な参画を促してまいりたいと思っております。

道路運送法そのものを改正することについてお尋ねがありました。

交通政策審議会答申では、供給過剰の進行が

運転者の労働条件の悪化等タクシー事業をめぐる諸問題の背景に存在する根本的な問題であるとした上で、供給過剰の進行による問題の深刻化は全国すべての地域で生じているわけではなく、問題への対策は地域を限りまた期間を限つて実施することが適当と指摘しております。

今回の法案は、このような答申の指摘を踏まえ、こうした供給過剰の進行により問題が深刻化している地域において必要な措置を講ずることを

目的として提案させていただいているものであ

り、政府としては、この法案により、タクシー事業をめぐる諸問題への対策として必要な法的措置を講じができるものと考えております。

道路運送法の目的規定を改正することについて

のお尋ねがありました。

道路運送法はバス事業等についても規定した法律であり、タクシー事業についてのみ公正な競争

を確保することを目的規定に追加することは、バ

ス事業等とのバランスを欠き、不適当であると考

えております。

新規参入、増車について需給を勘案した許認可

制度とすることについてお尋ねがありました。

先ほど申し上げましたように、今回の法案は、供給過剰の進行により問題が深刻化している地域において必要な対策を講じることを目的として提

案させていただいたものであり、政府としては、この法案により、タクシー事業をめぐる諸問題への対策として必要な法的措置を講ずることができ

るものと考えております。

運賃制度についてお尋ねがありました。

タクシーの運賃制度については、交通政策審議会の答申では、運賃に関する現状を踏まえれば、他の事業者より安い運賃で、かつ適正に事業を行っている者に対し、運賃を上げるよう強制する

ことは、法的に困難であり、また、利用者の理解も得がたいとした上で、現行の仕組みが基本的には妥当であるとされたところであります。

このため、今回の法案においては、運賃制度に

関する法改正は盛り込んでおりません。

一方で、答申では、労働条件の悪化等につながる過度な運賃競争への対策は必要であるとし、不

適な競争を引き起こすこととなるおそれ等に関するガイドラインを明確化すべきことが指摘されて

おりますので、この点について取り組んでまいり

こととしております。

事故報告の範囲等を拡大することについてお尋

ねがありました。

タクシーに関する事故については、国土交通省令である自動車事故報告規則に基づき、死者または重傷者が生じた事故等について、事業者から報告を求めることとしており、これまで、必要に応じ、報告の範囲や時期を見直してきたところであります。今後とも事業者負担の観点も勘案しつつ、必要に応じ、速報範囲の見直しなど、事故報告体制の充実に努めてまいる所存であります。

いわゆる名義貸し行為についてお尋ねがありました。

名義貸し行為、これは、運送の安全性、利用者の保護などの観点から、さまざまな責務を許可事業者みずからが負うことを定めている道路運送法の事業許可制度の趣旨を没却する違法行為であります。

国土交通省においては、昨年六月に、タクシー事業における名義貸し行為の判断基準を作成したところであり、各地方運輸局において、この判断基準に基づき、必要な実態調査、指導を行つてゐるところであります。この結果、名義貸し行為の違反事実が確認された場合には、厳正に対処してまいり所存であります。

最後になりました。運転者登録制度の拡大等についてお尋ねがありました。

タクシー運転者は、利用者サービスの提供に直接かかわっていることから、その資質の向上は重要であります。

運転者登録制度については、昨年六月に、その対象地域を主な政令指定都市まで拡大したこと

であり、交通政策審議会答申で指摘されたところ、この制度改正の成果を踏まえつつ、対象地域のさらなる拡大を検討しております。

なお、いわゆる運転者資格制度については、我が国の法人タクシー制度との関係などを含め、慎重に検討する必要があると考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣舛添要一君登壇)

○国務大臣(舛添要一君) タクシー運転者の労働条件の現状、監督の状況等についてお尋ねがございました。

労働時間は二千三百八十八時間と、全産業労働者と比較して二百四十時間長く、年間賃金は三百二十五万円と、全産業労働者と比較して百六十一万円少ない状況にあります。

労働基準監督機関においてはタクシー運転者の労働条件の確保に関する監督指導を重点的に実施しております。平成十九年では七百十二件の監督指導を実施し、そのうち、労働基準関係法令の違反件数は六百十一件、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の違反件数は三百八十四件となつております。

次に、いわゆる改善基準の告示の法定化についてお尋ねがございました。

この告示は、自動車運転者の業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間の制限や休息期間の確保等の規制のあり方について、関係労使の方々に御議論をいただき、合意形成を図りながら定めたものであります。

次に、いわゆる改善基準の告示の法定化についてお尋ねがございました。

告示の法定化につきましては、労働基準法において自動車運転者についてのみ特別の規制を設けることになり、関係労使を初め、社会的な合意を得ることが困難であると考えております。

引き続き、この告示について、関係労使団体を通じた周知徹底や的確な監督指導を行ふとともに、国土交通省とも連携を図りつつ、その遵守の徹底に努めてまいります。

最後に、累進歩合制賃金についてお尋ねがございました。

賃金制度につきましては、本来、労使が自主的に決定すべきものであります。タクシー運転者

労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあることから望ましくないと認識しており、これを廃止するよう指導を行つてあるところあります。

累進歩合制度を採用しているタクシー事業者に対しましては、これを廃止するよう引き続き強く指導を行い、タクシー運転者の労働条件の確保に努めてまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣	舛添要一君
経済産業大臣	二階俊博君
国土交通大臣	金子一義君
国土交通副大臣	加納時男君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)
一、去る十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
道路交通法の一部を改正する法律

(通知書受領)
一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律
米穀等の新用途への利用の促進に関する法律

の伝達に関する法律
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

電波法及び放送法の一部を改正する法律
土壤汚染対策法の一部を改正する法律

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領した。
(報告書受領)

少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況に関する報告」

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

今井宏君

補欠

寺田稔君

辞任

安次富修君

補欠

亀井善太郎君

辞任

辻元清美君

補欠

照屋寛徳君

辞任

亀井善太郎君

辞任

辻元清美君

辞任

高木美智代君

辞任

林潤君

辞任

西原伸晃君

辞任

中川正春君

辞任

小宮山泰子君

辞任

坂口力君

辞任

寺田学君

辞任

津村啓介君

辞任

岡田克也君

辞任

大輔君

辞任

金田誠一君

辞任

高木美智代君

辞任

西原良夫君

辞任

西原勝子君

常任委員辞任及び補欠選任

辻元清美君

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出北朝鮮からの「飛翔体」発射時刻情報に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の隠蔽等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出脱北者に我が國への入国を認める際の外務省の対応に関する再質問に対する答弁書

平成二十一年四月七日提出
質問 第一八四号

平成二十一年四月五日に北朝鮮から飛来した飛翔体に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

平成二十一年四月七日提出
質問 第一八四号

平成二十一年四月五日に北朝鮮から飛来した飛翔体に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

平成二十一年四月五日に北朝鮮から飛来した飛翔体に関する質問主意書

北朝鮮が平成二十一年四月五日に発射した飛翔体(以下「飛翔体」という)は日本上空を通過したと報じられている。今回の発射は遺憾であるとともに今後の政府の対応が問われていると考える。事実確認を含め、次の事項について質問する。

知りうる範囲において誠実な答弁をお願いする。あわせて質問番号を束ねず、質問番号ごとに誠意をもった答弁を頂くようお願いする。

一 飛翔体の発射に至る過程でその中止を求めて政府はどのように国際社会に働きかけたのか。またその働きかけにもかかわらず発射を中止させられなかつた理由如何。

二 飛翔体の発射に際し北朝鮮当局から事前に詳細な発射通告は政府に対しあつたのか答弁を求

める。また米国、中国、ロシアなどには発射前通告があつたとの報道もあるが事実関係如何。

また北朝鮮以外の国から発射前に詳細な発射日時等の発射通告が政府にもたらされたのか、もたらされたのであれば、その通告はいつ、どの国からどのような内容であつたのか答弁を求める。

三 政府は「飛翔体は人工衛星だ」と認識しているのか、もしくは「飛翔体はミサイルだ」と認識しているのか、答弁を求める。またその根拠如何。飛翔体の航跡について追尾・検証するためにどのような観測をしたのか。海上に配備した艦船の位置及び数、航空機の位置及び数等についても可能な範囲で答弁を求める。また日本領土・領海において肉眼による目視でも確認されているのか答弁を求める。報道によればイージス艦の位置及び数、航空機の位置及び数等についても可能な範囲で答弁を求める。また日本領土・領海において肉眼による目視でも確認され

ているのか答弁を求める。北朝鮮から飛来した飛翔体は「きりしま」の観測可能な範囲を超えて飛翔したとされている。事実関係如何。また事実とすればイージス艦のレーダー照射距離は千キロとされており、北朝鮮が国際海事機関事務局や国際民間航空機関事務局に事前に通報した海域への落下物の確認を目的とするならば、通報された危険水域全体をカバーするべく福島県沖千キロより沖合に展開するべきではなかつたかと考えるが見解如何。

四 日本の監視・観測レーダー及び米国等他の国とに飛翔体の航跡について答弁を求める。飛翔体は日本上空高度何キロを秒速何キロでどのようないかなる国に事前通告を行つたかについて、政府としてお答えする立場はない。

五 現在の飛翔体の状況について問う。政府は「飛翔体は衛星軌道に乗り地球を周回している」と認識しているのか、また北朝鮮が主張する衛星からの電波を確認しているのか答弁を求める。国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という)理事国において飛翔体が軌道に乗り地球を周回したことを確認したとしている国、また飛翔体からの電波を確認したとしている国はありますのか、その国名も含め答弁を求める。また衛星軌道に乘らず落下したとするならば、飛行速度、高度、方向等から計算して最終的にどの地点に落下したと政府は推測しているのか答弁を求める。また米国の早期警戒衛星等の赤外線追尾では最終的にどの地点に落下したと連絡を受けているのか答弁を求める。

六 飛翔体に対する日本の迎撃態勢について問う。迎撃ミサイルの配備個所数とその迎撃可能範囲の合計面積について答弁を求める。今回、飛翔体は東京上空を通過すると予測されたにもかかわらず、また通過すると予測された地域が全域迎撃可能な地域となつていいにもかかわらず、東京都千代田区市ヶ谷付近に配備した理由如何。また都市部において迎撃ミサイルによつて飛翔体を迎撃した場合の影響をどのように推測し、また関係自治体と協議を行ない、さらに住民へ告知したのか答弁を求める。

七 今回の飛翔体の発射を受けて政府としての対応を問う。政府が行なつた制裁措置如何。また日本以外の関係各国がそれを行なつたもの、いかに、さらには緊張を高め、地域の平和と安全を脅かすような行動をとるべきではないとの点で一致し、その旨対外的にも明確にしてきた。

八 本主意書に対する答弁作成時点でその存在が確認されているミサイルもしくはロケットが北朝鮮に存在するのか答弁を求める。また今回の飛翔体への対応として政府が支出し

た金額如何。その内訳も可能な範囲で答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質一七一第二八四号
平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出平成二十一年四月五日に北朝鮮から飛来した飛翔体に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出平成二十一年四月五日に北朝鮮から飛来した飛翔体に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

いるところであるが、今回の発射が、国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という)決議第千六百九十五号及び第千七百十八号に違反する北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連する活動等であることからかんがみ、「北朝鮮によるミサイル発射」と呼称しているところである。

政府としては、安保理理事国において、人工衛星が軌道を周回していることを確認したとしている国は無いと承知している。

い。
我が国としては、安保理が一致した強いメツセージを迅速に出すべきとの立場から関係国と調整を行つたところ、二千九年四月十三日付け安保理議長声明の発表に至つた。八について

成十六年五月十三日に質問主意書(第百五十九回国会質問第九六号。以下「先の質問」という。)を提出したことを念頭に以下質問する。

一 附則第四条の廢止に伴い、先の質問に対する政府答弁書(内閣衆質一五九第九六号。以ト「先の答弁」という。)では、図書館法昭和二十五年

今回の自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十二条の二第三項に規定する防衛大臣の命令に基づき、イージス艦三隻を含む艦艇及び航空機が日本海及び太平洋で行動している。

お答えすることは困難である。
また、お尋ねの米国からの連絡については、
米国との関係もあり、お答えを差し控えたい。
ハについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないか
政府としては、北朝鮮は、従来から、弾道ミサイル等の生産、配備等を進めているものと承知している。

法律第百十八号)第二十八条において定める「対価」につき「書籍又は雑誌の貸与に対する対価」という性格を有するものではなく、これらの施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる」のであれば著作権法第

四二七

政府としては、今回の北朝鮮によるミサイル発射について、総合的・専門的な分析を行つているところであります。お尋ねの「航跡」についてお答えすることは困難である。

存する力が所の自衛隊の駐屯地等に展開し必要な態勢をとった。また、ペトリオット・ミサイルPAC-3の展開に際しては、防衛省から関係する自治体等に必要な説明を行つた。お尋ねの迎撃可能な範囲の合計面積について

質問 第二八五号
図書館法第二十八条及び著作権法第三十八条
第四項の規定に関する質問主意書

二　記事では、社団法人著作権情報センター（以下「センター」という。）が金沢文芸館による蔵書の貸し出しについて、同館の入館料は著作権法第三十八条第四項の「料金」に該当し「収益目的

十一年四月五日午前十一時五十五分ごろ海上自衛隊の固定翼哨戒機P-13Cが、同日午後一時十分ごろ海上保安庁の航空機が、同日午後四時十五分ごろ海上保安庁の巡視船がそれぞれ到着し、太平洋側落下予測地域にあつては、同日午後二時十五分ごろ海上保安庁の航空機が到着し、周囲の状況を確認したが、いずれの地域でも落下物を確認していない。

お尋ねの迎撃した場合の影響については、道ミサイル等の種類などにより異なることから、お答えすることは困難である。

いるところである。

図書館法第二十八条及び著作権法第三十八条
本年一月二十四日付の北國新聞記事(以下「記事」という。)によると、金沢文芸館が発行する年間観覧券または金沢市が発行する市文化施設共通観覧券の購入者に対し、同文芸館が蔵書を貸し出す行為につき著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十八条第四項の「營利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」の要件に該当せず、著作権を侵害するのではないかとの指摘が為されたことを受け原則として蔵書の貸し出しを中止する旨が報じられている。そこで、旧法附則第四条の廃止を含む著作権法の一部を改正する法律(平成十六年法律第十二号、以下「改正法」という。)の審議に際し、平

の貸し出しについて、同館の入館料は著作権法第三十八条第四項の「料金」に該当し「収益目的でなくとも料金を徴収しながら本を貸し出すことは著作権を侵害する可能性が高い」との見解を示したとされているが、センターの見解は先の答弁と相違していると考えられる。そこで質問する。

1) 文化庁は改正法の施行から記事掲載までの間に、センターに対して先の答弁において示した法解釈につき伝達しているのか。伝達していない場合、その理由は何か。

2) 文化庁とセンターの間でこのような見解の相違が生じたことにより、先の答弁において示された法解釈が周知されておらず当該施設の実務に支障をきたす結果となっていること

④社団法人建設電気技術協会 平成二十一年十二月十六日 約二十五万円

三及び四について、「道路関係公益法人」のうち御指摘の二十三の道路関係公益法人のうち、社団法人近畿建設協会において、平成二十年度に職員旅行が行われており、当該職員旅行に係る費用約五百七十七万円のうち同協会の職員の負担額は、総額約三百三十万円、一人当たり約一万三千円であったと把握している。

平成二十一年四月七日提出

質問 第二八七号

ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第三回質問主意書

意書

「前回答弁書（内閣衆質一七一第一四三号）」を踏まえ、再度質問する。

一 北方領土に居住するロシア系住民へ支援物資を届けるべく、本年一月二十七日に根室港を出港した支援物資船（以下、「支援物資船」という。）が、国後島到着後、ロシア側から出入国カードの提出を求められ、同月二十八日、「支援物資船」は国後島への上陸を断念し、根室港に引き返すという事態が発生した。右に關し、これまでの答弁書で、「昨年十二月二十五日から本年一月二十三日までの間、在ロシア連邦日本大使館からロシア連邦外務省に対し、本年度の人道支援物資供与事業に関する内部調整の状況を確認した」とある様に、昨年十二月末、外務省がロシア側に対して人道支援事業について問い合わせをしていることが明らかにされている。昨年十月二十日、ビザなし交流で日本を訪問していたロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表のウラジーミル・ノソフ氏が根室市

邦との関係もあり、差し控えたい。」の部分でお答えしている。」との答弁がなされているが、やられていない。右答弁は要するに、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階における外務省の対応については一切明らかにできないということか。確認を求める。

二 前回質問主意書で、外務省は「かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい」としているが、外務省として、①昨年十二月二十五日以後の、ロシア側からの出入国カード提出の要求に対する対応のあり方を既に明らかにしている一方で、②「記者会見」が行われた直後の発言にあるような手続については、本年一月二十三日至るまでロシア連邦政府から求められていないかったところであり、かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい。いずれにせよ、我が国からロシア側に対し、従来どおり、双方の法的立場を害さない形で今次人道支援物資供与事業を実施できるよう申し入れておられたとおりである」と、一同同じ答弁がなされているだけである。①については答弁をし、②については「ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい」として答弁を拒むのは、明らかに矛盾があるのではないか。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第一四七号
平成二十一年四月十七日
衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 麻生 太郎
質問 第二八八号
外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する再質問主意書

は「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五三号）」から三までに於てお答えしたとおりである」と、一同同じ答弁がなされているだけである。①については答弁をし、②については「ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい」として答弁を拒むのは、明らかに矛盾があるのではないか。外務省の見解如何。

一 について
お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年四月三日内閣衆質一七一第一五三号）につけてお答えしたとおりである。
二 について
先の答弁書（平成二十一年二月二十日内閣衆質一七一第一一四号）四から六までについてでお答えした昨年十二月二十五日から本年一月二十三日までの間の外務省の対応は、平成二十年度の北方四島住民に対する人道支援物資供与事業が予定どおり実施できるよう、同事業に関する内部調整の状況をロシア側に確認したものである。

御指摘のロシア側からの要求に係る手続については、先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五三号）」から三までについて等でお答えしているとおり、本年一月二十三日以降のロシア連邦政府から求められていないかったところであり、かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたものである。したがつて、外務省としては、これらの答弁に矛盾はないものと考えている。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

質問 第二八八号
外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

官 報 (号 外)

外務省職員が公務出張に際して取得した又
イレージの同省における取り扱いに関する

再質問主意書

昨年、いわゆる「居酒屋タクシー」の問題が明らかになつたことを受け、政府として同年六月十二日、各省庁に、職員が公費出張で飛行機を利用する際に私的にマイレージを取得すること（以下、「マイレージ取得」という。）を自粛する様指示を出

が、「新ルール」の適用がなされてから、外務省職員が「マイレージ取得」により取得したマイレージは、一の答弁にある様に、実際に公費削

減の観点から活用されているか。外務省として、その具体的な事例を把握しているか。

三 前回質問主意書で、先の答弁書に「外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けた航空機の利用を伴う公務のための旅行をする

七 「新ルール」は、「公務旅行」に係る費用はどうな
く適用されて以降、「公務旅行」に係る費用がどれ
くらい削減されたかを集計していないのはなぜ
か。
七 「新ルール」は、「公務旅行」に係る費用ははじめ、外務省における公費の削減にどの様な効果
をもたらしたと外務省は認識しているか。また、同省がその様に認識する具体的な根拠を示さ
れたい。右質問する。

おり、担当者は部局ごとで異なるため、一概にお答えすることは困難である。

かになつたことを受け、政府として同年六月十二日、各省庁に、職員が公費出張で飛行機を利用する際に私的にマイレージを取得すること(以下、「マイレージ取得」という。)を自肅する様指示を出し、外務省においても、同月二日以降の公費出張について「マイレージ取得」をしない様、省内の電子メールで全職員に通達が出され、更に本年一月一日以降には、同省において、職員が国家公務員等の旅費に関する法律に基づき旅費の支給を受け航空機の利用を伴う公務のための旅行(以下、「公務旅行」という。)をする際は、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、公費節減の観点から適切に活用することとする新たなルール(以下、「新ルール」という。)が適用されて、その具体的な事例を把握しているか。

三 前回質問主意書で、先の答弁書に「外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受け航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、第三者がその状況を必要に応じて確認できるようにすること等により、適切な管理に努めており、外務省において把握している範囲では、御指摘のような事例があつたとは承知していない。」とある「第三者」とは、具体的にどの者を指しているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省において職員がマイレージについては、部局ごとの担当者が電子情報等からその状況を必要に応じて確認

四号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「新ルール」にある「公費節減の観点から適切に活用する」とは、外務省職員が「マイレージ取得」により取得したマイレージを具体的にどのように活用することを指しているのか、その具体的事例は何かと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省において職員できるようにしている」との答弁がなされている。「部局」とは、外務省におけるどの部署を指しているのか、また「担当者」とはどの官職を示しているのか、その具体例を全て示されたい。

四 三の答弁には「電子情報等」とあるが、「電子情報等」が具体的に何を指しているのか、詳細に説明されたい。

四 三の答弁には「電子情報等」とあるが、「電子情報等」が具体的に何を指しているのか、詳細に説明されたい。

四 「部局」とことの担当者」の「部局」とは、外務省におけるどの部署を指しているのか、また「担当者」とはどの官職を示しているのか、その具体例を全て示されたい。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する再質問に対する答弁書

一について
外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号。(以下「旅費法」という。)に基づき旅費の支給を受^{ナシ}

の指導監督並びに一連の不祥事に係る同協会の説明等に関する再質問主意書「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二二三号)を踏まえ、再質問する。

五三の答弁には「必要に応じて」とあるが、外務省において、どのような場合に同省職員が「マイレージ取得」により取得したマイレージを確認することが必要になるのか説明されたい。

六 前回質問主意書で、「新ルール」が適用されて以降、外務省において、「公務旅行」に係る費用はどれくらい削減されているのか、その具体的な削減額を問うたところ、「前回答弁書」では御指摘の削減額を集計する作業は行っておらず、お答えすることは困難である。との答弁がなされている。外務省において、「新ルール」が

て航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際は、同様の旅行をする際の航空機利用にのみ活用する方針である。

二、六及び七について

具体的な公費節減効果の検証のためには本古針の開始より相当の期間を経ることが必要とされており、現時点でお答えすることは困難である。

三について

「部局」とは外務省内の各課室等を指して

た。漢検協会については、各種報道により、利益の一部が大久保昇理事長一族の墓と同一区画にある「漢検協会」の供養塔の建設に充てられる等、「漢検協会」の活動と関係がなく、公益性もない事業が行われていることが指摘されてい る。右について文科省は、「前回答弁書」で、文部科学省としては、財団法人日本漢字能力検定協会(以下「協会」という。)に対しして本年二月九 日に実施した実地検査等を踏まえ、同年三月十日付けで協会に通知を出し、公益事業における利益の削減等、協会の理事が役員である企業

平成二十一年四月二十一日 衆議院会議録第二十五号 議長の報告

と協会との取引の在り方、漢字資料館用の土地建物の使用の在り方、供養塔に係る支出の弁償等及び役員・評議員の在り方について、改善を図るよう指導したところである。」と答弁しているが、右答弁にある、文科省による漢検協会への指導は、本年四月八日現在、何らかの実効的な効果をもたらしているか。文科省の見解如何。

二 現在「漢検協会」が行つてゐる漢字能力検定試験の検定料は級ごとにいくらか、文科省として把握しているか。

三 「前回答弁書」で文科省は「一般社団法人及び一般財團法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第九十五条の規定により、特例民法法人の業務の監督については、なお從前の例によることとされているところ、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決定においては、対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようすることとされている。」と答弁している。文科省として、一の答弁にある指導を行つてゐる今、二の級ごとの検定料をどれくらいにまで値下げすることで、公益法人である「漢検協会」が健全な運営を行う上で必要な額以上の利益を生じない様にし、「漢検協会」の利益として適切な水準とすることができる様になると認識しているか。文科省の見解如何。

四 本年四月七日の新聞報道によると、「漢検協会」は検定料を引き下げないまま、六月に行う今年度第一回漢字能力検定試験の受験者を募集していることが明らかになつた旨報じているが、右について文科省は事実関係を把握しているか。

五 四の「漢検協会」の行状は、文科省による指導

が不十分であるか、または何ら実効的な効果がないことを表しているものであると考えるが、文科省の見解如何。

六 前回質問主意書で、大久保理事長が評議員会において「謝りたくないでの会見はしない」旨の発言をしたことに触れ、今回の一連の不祥事につき、大久保理事長はじめ「漢検協会」は、自らきちんとした説明責任を果たしていると文科省は認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「文部科学省としては、御指摘の不祥事に果たすよう要請したことである。」との答弁がなされている。本年四月八日までに大久保理事長はじめ「漢検協会」は、今回の一連の不祥事につき、何らかの形で説明責任を果たしていると文科省は認識しているか。

七 「前回答弁書」で文科省は「文部科学省としては、本年三月十日付けで協会に発出した通知を受けて協会として十分な改善が図られない場合には、必要な改善命令を発出し、当該改善命令によってもなお十分な改善が図られない場合には、協会に対する解散命令を発出することも視野に入れつつ、厳正に対処してまいりたいと考えている。」と答弁しているが、四の行状を受け、文科省として「漢検協会」に対し、どの様な厳しい対応をとる考えでいるか。

八 「前回答弁書」で文科省は「文部科学省としては、御指摘の報酬額については承知しているが、先の答弁書(平成二十一年三月六日内閣衆質一七第一一〇号及び平成二十一年三月十七日内閣衆質一七第一九五号)でお答えしたとおり、当事者の契約にかかるものであり、また、個人に関する情報であることから、その公

「漢検協会」が四の行状を行い、多額の利益を出している現状を改善しようとしている今、「漢検協会」がその年一年の世相をイメージする漢字一字を日本全国より公募し、その中で最も応募数の多かった漢字一字をその年の世相を表す漢字として選定し、京都府京都市東山区の清水寺の森清範貫主の毛筆によつて毎年十二月十二日の「漢字の日」に発表し、その揮毫を一九九五年以来、一貫して森貫主に依頼し、報酬を支払つてゐることを含め、「漢検協会」における収支状況を一度全て国民に明らかにする必要があると考えるが、文科省の見解如何。

二について 文部科学省としては、協会が平成二十年度に行つた漢字検定試験の検定料は、一級が五千円、準一級が四千五百円、二級が四千円、準二級及び三級から七級までが二千円、八級から十級までが千五百円であると承知している。

四及び五について 本年四月八日の時点では、文部科学省としては、同年三月一日から受検の受付が行われている平成二十一年度第一回漢字検定試験の検定料は引き下げられていないと承知しているが、同年十月十日付けで協会に対して発出した通知において、公益事業における利益の削減等についての改善方策を同年四月十五日までに報告するよう求めたところ、協会においては、当該通知を受け改進方策を検討しているものと考えている。

六について 文部科学省としては、御指摘の不祥事について、本年四月八日の時点では、協会として説明責任を果たしていないものとを考えている。

八について 文部科学省としては、協会においては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決定)に従い、平成十九年度の収支計算書等を主たる事務所において一般の閲覧に供するとともに、ホームページにおいて公開しているものと承知している。

一、三及び七について 文部科学省としては、財团法人日本漢字能力検定協会(以下「協会」という。)に対して本年三月十日付けで通知を発出し、漢字検定試験の検定料の引下げを含む公益事業における利益の削減等について、協会において改善を図るよう指導し、改善方策を同年四月十五日までに報告するよう求めたところであり、同月八日の時点でものであると考へている。」と答弁している。文科省が一の指導を行つてゐるのにも関わらず、

科省が再質問に対する答弁書

八 「前回答弁書」で文科省は「文部科学省としては、御指摘の報酬額については承知しているが、先の答弁書(平成二十一年三月六日内閣衆質一七第一一〇号及び平成二十一年三月十七日内閣衆質一七第一九五号)でお答えしたとおり、当事者の契約にかかるものであり、また、個人に関する情報であることから、その公

省としては、協会からの報告を踏まえ、漢字検定試験の検定料の引下げを含めて、協会に対し適切な指導監督を行つてしまひたい。

二について 文部科学省としては、協会が平成二十年度に行つた漢字検定試験の検定料は、一級が五千円、準一級が四千五百円、二級が四千円、準二級及び三級から七級までが二千円、八級から十級までが千五百円であると承知している。

四及び五について 本年四月八日の時点では、文部科学省としては、同年三月一日から受検の受付が行われている平成二十一年度第一回漢字検定試験の検定料は引き下げられていないと承知しているが、同年十月十日付けで協会に対して発出した通知において、公益事業における利益の削減等についての改善方策を同年四月十五日までに報告するよう求めたところ、協会においては、当該通知を受け改進方策を検討しているものと考えている。

六について 文部科学省としては、御指摘の不祥事について、本年四月八日の時点では、協会として説明責任を果たしていないものと考へている。

八について 文部科学省としては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決定)に従い、平成十九年度の収支計算書等を主たる事務所において一般の閲覧に供するとともに、ホームページにおいて公開しているものと考へている。

一、三及び七について 文部科学省としては、財团法人日本漢字能力検定協会(以下「協会」という。)に対して本年三月十日付けで通知を発出し、漢字検定試験の検定料の引下げを含む公益事業における利益の削減等について、協会において改善を図るよう指導し、改善方策を同年四月十五日までに報告するよう求めたところであり、同月八日の時点でものであると考へている。文科省が一の指導を行つてゐるのにも関わらず、

総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する再質問主意書 提出者 鈴木 宗男

官 報 (号 外)

本年三月二十七日、総務省は、中央省庁やその
出先機関を対象に行つたセクハラ対策に関する調
査結果（以下、「調査結果」という。）を公表し、省
庁の内外から選別されるセクハラ相談員の配置や
研修体制の不備が明らかになつたとして、全十六
府省に改善を勧告している。右と「前回答弁書」
(内閣衆質一七一第二五九号)を踏まえ、再質問す
る。

一 「調査結果」につき、前回質問主意書で、セク
ハラ相談員の研修について、外務省、法務省は
じめ十二機関で教材などを全く配付していな
かつたとのことであるが、右は事実か、また、
外務省はじめ全中央省庁に義務付けられている
職員採用時におけるセクハラ防止研修も、外務
省では二〇〇七年に実施しておらず、非常勤職
員に対する研修も行つていなかつたとのことで
あるが、右は事実か、それぞれが事実ならば、
それはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」
では「外務省としては、人事院規則一〇一—一〇
(セクシユアル・ハラスメントの防止等)に基づ
き、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排
除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セク
シユアル・ハラスメントに起因する問題が生じ
た場合においては、必要な措置を迅速かつ適切
に講ずるための体制を整備してきているが、御
指摘の勧告があつたことも踏まえ、セクシユア
ル・ハラスメントの防止及び排除のための体制
の一層の強化に努めていく考えである」との答
弁がなされているが、右答弁では、当方が問う
た点が全く明らかにされていない。「前回答弁
書」で外務省は、外務本省及び外務省研修所に
おいて十三名、各在外公館においては一名から
三名のセクハラ相談員が配置されていると答弁
しているが、右のセクハラ相談員に対し、外務

省として教材を配付していなかつたというのは事実か。また、外務省において職員採用時に義務付けられているセクハラ防止研修を二〇〇七年に実施せず、非常勤職員に対する研修も行つていなかつたというのは事実か、右二点について再度質問する。

二一で、それぞれが事実なら、それはなぜか説明されたい。

二二外務省として、「調査結果」で指摘された内容書(内閣衆質一七〇第三〇八号、以下「政府答弁書」という)で外務省は、同省におけるセクハラ防止体制に関して「外務省としては、人事院規則一〇一〇(セクシユアル・ハラスメントの防止等)に基づき、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じるための体制を整備しているものと認識している。」と答弁している。前回質問主意書で、外務省として、セクハラ相談員に教材を配付せず、職員採用時に義務付けられているセクハラ防止研修を二〇〇七年に実施せず、非常勤職員に対する研修も行っていない。「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。

三で、「調査結果」で指摘された内容が、同省におけるセクハラ対策の不備を表すものであるのなら、「政府答弁書」の内容は事実関係と齟齬を来すものになると考えるが、外務省の見解を明確に示されたい。

内閣審議官一七一第二九〇号
平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議員 鈴木宗男君提出總務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 鈴木宗男君提出總務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する再質問に対する答弁書

一 から四までについて

外務省としては、御指摘の点について、外務省内のローカルエリニアネットワーク等を通じて職員に対して関係資料を周知する等の取組を行つてきており、また、新規採用職員に対するセクシユアル・ハラスメントの防止のための研修を行つてきているが、御指摘の年度においては非常勤職員を含む新規採用職員の一部についてセクシユアル・ハラスメントの防止のための研修を行つていない例もあつた。外務省としては、御指摘の勧告があつたことも踏まえ、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除のための体制の一層の強化に努めていく考えである。

平成二十一年四月八日提出
質問 第二九一号

ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する質問主意書

本年四月八日付北海道新聞四面に、「ロシア人の観光ビザ免除 北方四島も対象にとの見出しで、ロシア政府が、中国人の観光ビザが免除される対象地域に、新たにサハリン州を加える

二 「道新記事」にある様に、ロシア政府が中国人の観光ビザ免除対象地域にサハリン州を付け加えている。右を踏まえ、質問する。

三 「道新記事」を外務省は承知しているか。

四 二が事実ならば、中国人にとって、我が国有の領土である北方四島にロシアの管轄権に服した形で訪れることがより容易になり、ロシアの不法占拠の既定事実化が進み、我が国の国益を著しく損ねることになると考へるが、外務省の見解如何。

五 二が事実ならば、外務省としてロシア側に抗議をしているか。

六 中国以外に、現在ロシア政府により、サハリン州への観光ビザが免除されている国について、外務省として把握しているか。

七 外務省として、六の国々に対し、ロシアの管轄権に服した形で北方四島を訪れることうを控える旨の要請をしているか。

八 七で、しているのなら、どの国の誰に対して、誰が、いつ、どの様な場でどの様な方策をもつて要請をしたのか、それぞれ詳細に説明されたい。

九 七で、していないのなら、それはなぜか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二九一號

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員 鈴木宗男君提出ロシア政府による中國人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事については承知している。
二から九までについて

外務省として、ロシア側に事実関係を確認したところ、ロシア連邦と中華人民共和国との間で実施されている無査証团体旅行に係る事業に本年四月からサハリン州の複数の旅行会社が参加することになったとの説明を受けたが、御指摘の事実は確認されなかつた。

外務省として、ロシア連邦が複数の国との間で査証の相互免除措置を導入していることは承知しているが、査証の取得の有無にかかわらず、第三国国民等があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごとき形で我が國固有の領土である北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないものと認識している。外務省としては、このような事案については、申入れを行う等適切に対応してきているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。

平成二十一年四月九日提出
質問 第二十九二号

急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する再質問主意書

提出者 滝 実

急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する再質問主意書
前回の質問主意書に対する 答弁書(内閣衆質一七一二三号、以下「答弁書」という)において

て、日本経済の現状に関して政府の考え方を示された。特に「一及び二について」で、「経済の成長」という点において、日本だけが世界から取り残されたのではないか」という質問に対し、実質GDPも含めて判断する必要があり、名目GDP成長率のグラフのみでは、一概に判断することはできないとの答弁であつた。これに関する再度質

問する。

一 物価上昇が激しい国であれば、名目GDP成長率が、そのまま経済の規模の拡大を表すのでではなく、物価上昇分を引いた実質GDP成長率で考えねばならないことは明らかである。しかし、我が国のようにデフレが続く経済では状況は異なるのではないか。デフレーターをマイナスにすればするほど実質GDPはかさ上げされる。例えば、デフレーターをマイナスにした要

因の一つはパソコンの性能の向上だと言われ、パソコンの値段は変わらないがパワーがアップしたから、実質値下がりしたのだと言なったという実感がわいてくるだろう。多くの国民にとって、パソコンのパワーはすでに十分であり、パワーアップしても実質的に価値は変わっていない。実質GDPの数値だけはかさ上げされたものの、給料が上がるわけではなく、景気回復の実感がなかつたのは当然ではなかつたと思うがどうか。

二 図一ではドル換算した各国のGDP比較を示した。これも名目GDPではあるものの、ドル換算をすれば、実質的なGDPの比較と言つても良い。これでみても日本経済は一九九五年ごろから停滞が始まつていて、世界の中で経済成長という点において、取り残されたことは明らかである。図二では、日本のGDPが米国のGDPの何%であるかを示した。一九九五年には

七%にまで下がつてゐる。やはり日本経済は停滞しているのは間違いないと思うがどうか。

三 図三では、世界のGDPに占める日本の割合を示した。これ以外にも「経済の成長」という点において、日本だけが世界から取り残されてきたのではないか」という質問に対し、実質GDPも含めて判断する必要があり、名目GDP成長率のグラフのみでは、一概に判断することはできないとの答弁であった。これに関する再度質

問する。

四 過去において、成長率をもつと高める方法が無かつたのかと言えばそうではない。例えば今回の一兆円の財政支出を伴う景気対策であれば、一%の成長率を引き上げるとのことであり、名目成長率も実質成長率も同時に引き上げる。過去において景気対策をもつと強力に行つていたら、更に大きな成長率の増加が見込まれたし「失われた一〇年」を防ぐことができたのは間違いないと思うがどうか。

五 名目成長率の上昇は、日本経済へ様々な好影響を及ぼす。

① デフレ時での景気対策は、名目成長率だけでなく実質成長率も引き上げるから、実質的な経済規模の拡大が見込まれる。

② 名目GDPの拡大は可処分所得の増加をもたらし、景気回復の実感がわいてきて、日本国民に将来への希望をもたらす。

③ 経済の拡大が、年金への不安を解消する。

④ 一時に國の債務のGDP比が増加したとしても、一定の成長軌道に入れば、新たな景気対策無しにGDPが増え続け、GDPの増加は債務のGDP比を下げ続ける。

⑤ 税収が増加するから、長期的には財政は健全化する。

六 三月二七日の記者会見で与謝野大臣は「一度に基礎的財政収支を黒字化する財政健全化目標(以下「旧目標」という)に代わる新目標(骨太の方針〇九)(以下「新目標」という)を、今夏ごろに策定する考えを示した。しかし、旧目標により歳出削減を行つたために、結果として日本経済は縮小し、国民を苦しめ、しかも財政健全化という意味では全く逆効果しかなかつたのだから、旧目標を掲げたことは間違いただたのではないか。新目標を掲げることは、失敗を繰り返すことになるだけだと思うがどうか。

七 オバマ米国大統領は二月九日夜、就任後初めてとなる公式記者会見で一九九〇年代の日本の長期停滞にも触れ「迅速に行動しなかつたために『失われた一〇年』と呼ばれる不況を経験した」と指摘。日本の教訓に学ぶ必要性を訴えた。

また、フレドリック・ミシュキン元FRB理事が三月二七日、ニューヨーク市内で講演し、日本はゴッド・ダム・ストゥーピッド(大バカ野郎)だと発言し、一九九〇年代の不況を長期化させた元凶として日本の財政・金融政策を厳しく批判した。

このような指摘に対し政府は過去の経済政策で反省すべきものはなかつたのか真剣に検討すべきだと考えるがどうか。

八 政府は一兆兆円規模つまりGDPの3%以上の規模で補正予算を編成すると伝えられる。しかし、G20で決まったのはGDPの3%以上といふのではなく、総額五〇〇兆円ということであり、日本が世界のGDPの8%であることを考えれば、四〇兆円規模を考えるべきではないか。それに日本は世界の中でも際だつて経済が悪化していることを考えれば、四〇兆円よりも更に規模を大きくしなければならないのではないか。

右質問する。

図 10 出所 IMF World Economic Outlook 11008

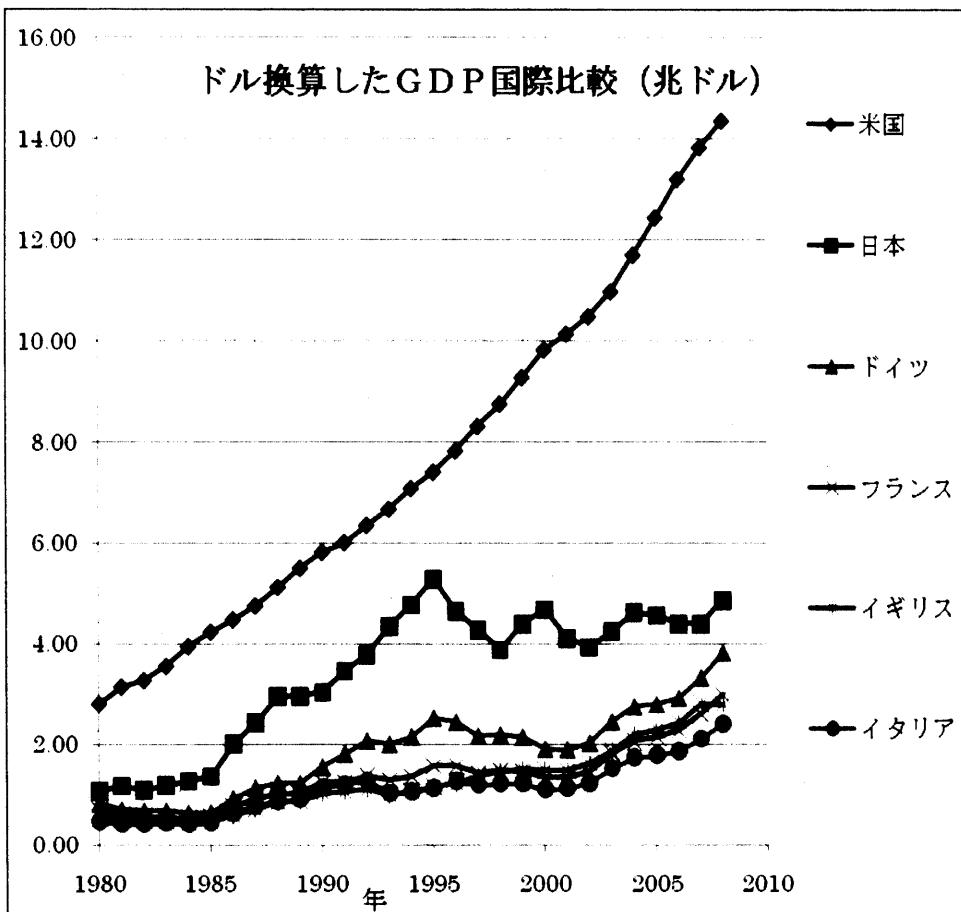
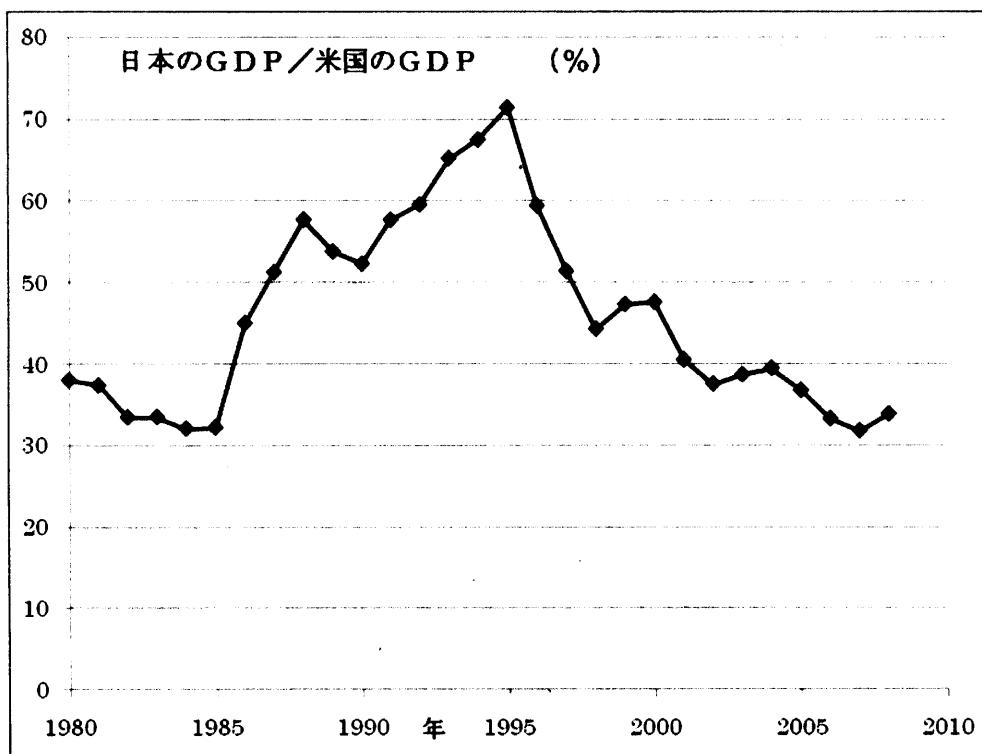


図 11 出所 IMF World Economic Outlook 11008



図二一 出所 国民経済計算



内閣衆質一七一第二九二号
平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する再質問に対する答弁書

一について

経済の成長については、前回答弁書(平成二十一年三月二十四日内閣衆質一七一第一二三号)でお答えしたとおり、物価動向を考慮した実質GDP成長率等も含めて判断する必要があると考えている。なお、二千二年年初以降の景気回復局面においては、名目賃金の伸びが低かったことが景気回復を実感しにくくする一つの要因となつた可能性があるものと認識している。

二から四までについて

千九百九十五年から二千七年までの期間を比較した場合、ブラジル、中国、インド、ロシアなどの新興国経済等のGDP成長率が高かつたことや、先進国においては米国のGDP成長率が相対的に高かつたことなどが、世界のGDPに占める日本の割合及び米国のGDPに対する日本のGDPの比率が低下した主な要因と考えている。なお、過去の累次の経済対策については、日本経済が極めて厳しい状況にあつた中で景気の下支えに一定の効果があつたものと考えている。

五及び八について

経済政策を行うに当たつては、様々な経済指標を参考にしつつ、その時々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要であると考えている。政府としては、現下の厳しい

経済金融情勢に対しては、「景気の底割れ」を防ぐことを最重要課題として、平成二十年八月以来、総額約七十五兆円の三次にわたる経済対策を取りまとめ、その速やかな実施に全力を挙げてきた。さらに、平成二十一年四月十日には、総額約五十七兆円(うち国費約十五兆円)の「経済危機対策(平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議共同会議決定)」を取りまとめたところである。

六について

世界的な金融危機と経済悪化を受けて、基礎的財政収支を黒字化させるとの目標の達成は困難になりつつあるが、当面は、財政規律の観点から、現行の努力目標の下で、景気回復を最優先としつつ、財政健全化に取り組んでまいりたい。

七について

政府は、千九百九十年代の深刻な景気後退に對しては、累次の経済対策を含む大胆な政策運営を行ふとともに、金融機関の不良債権処理、企業の過剰債務解消に向け、抜本的な対策を講じ、こうした政策努力の成果もあり、我が国経済は、「債務、雇用、設備の三つの過剰」を克服し、その後の景気回復が実現したと認識している。

平成二十一年四月九日提出
質問 第二十九三号
北朝鮮からの「飛翔体」発射時刻情報に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

北朝鮮からの「飛翔体」発射時刻情報に関する質問主意書
二〇〇九年四月五日一二時三〇分頃、北朝鮮が「飛翔体」を発射した。「飛翔体」は日本上空を通過して落下した。

官報 (号外)

報道によれば、「北朝鮮の『人工衛星打ち上げ』名目での長距離弾道ミサイル発射について、韓国情報機関、国家情報院は六日、北朝鮮が米中露三か国に対し、おおよその発射時刻を事前に伝えていることを明らかにした。(略)この議員は、韓国に対しては米国が情報を伝えた模様だと述べたという。(読売新聞、四月六日)「北朝鮮が弾道ミサイル『テボドン2』の改良型とみられる機体の打ち上げ時刻を米中露三カ国に『五日午前一一時二〇分』と予告した可能性が高いことがわかつた」(朝日新聞、四月七日)とされている。

中曾根弘文外相は、四月一日にヒラリー・クリントン米国務長官と日米外相会談を行つており、「強い対応」をとることで一致している。また中曾根外相は「まずは発射させないようにぎりぎりまで努力すること」。発射した場合は国際社会と協力し、「一致した行動を取ることが大切だ」(毎日新聞、四月一日)と発言している。しかし上記が事実であるとすれば、今後の日米の信頼関係に大きな疑義が発生するものと考えられる。

従つて、以下、質問する。

- 1 北朝鮮政府の対応について
 - 1 北朝鮮政府が米国・中国・ロシア政府に対し、詳細な発射時刻を伝えていたことを日本政府は承知しているか。またそれはいつどちら、どのような内容を伝えられたと承知しているか。
 - 2 北朝鮮政府は日本政府に対し、詳細な発射時刻を伝えていたか。伝えられていたのであれば、いつどこから、どのような内容だったのか。またそれを国民に報せなかつた理由は何か。
 - 3 米国政府の対応について
 - 1 米国政府が北朝鮮政府より伝えられた詳細な発射時刻を韓国政府に伝えていたことを日本政府は承知しているか。またそれはいつどこから、どのような内容を伝えられたと承

知しているか。

- 2 日本政府は、北朝鮮政府より伝えられた詳細な発射時刻を、米国政府から伝えられていたか。

3 伝えられたのであれば、それを国民に報せなかつた理由は何か。

4 伝えられないのであれば、米国政府が韓国政府に伝える一方で、日本政府に伝えなかつた理由は何であると考えるか。

5 四月一日の日米外相会談で、米国政府側から本件についての言及はなかつたのか。また、北朝鮮による「飛翔体」の発射に関する情報共有について、何らかの取り決めはなかつたのか。

6 していいのであれば、今後確認を行う意

思はあるか。

7 あるのであれば、いつ、どのような形で行うと想定しているか。

8 ないのであれば、確認を行わない理由は何か。

- 1 右質問する。

内閣衆質一七一第二九三号

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出北朝鮮からの「飛翔体」発射時刻情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出北朝鮮からの「飛翔体」発射時刻情報に関する質問に対する答弁書

る

一の1、2及び三の1から4までについて

北朝鮮がいかなる国に事前通告を行つたかに

ついて、政府としてお答えする立場はない。

また、御指摘の発射に関し、政府はこれまで

関係国と緊密に意見交換及び情報交換を行つて

きたところであるが、個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係も

あり、差し控えたいたい。

一の2について

北朝鮮から我が国に対し、御指摘の発射の詳

細な日時等についての連絡はなかつた。

三の5から8までについて

外交上の個別のやり取りの詳細について明ら

かにすることは、北朝鮮との間の今後のやり取

りに支障を来すおそれもあることから、差し控

えたい。

平成二十一年四月九日提出

質問 第二十九四号

農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調

査の隠蔽等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の隠蔽等に関する質問主意書

平成二十一年三月十七日、人事院に対し、農林水産省の

千葉、栃木の両農政事務所において、同省職員が

過去の政府答弁書(内閣衆質一七一第二三三号、二三五号)で「國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の六第一項ただし書の規定に基づく許可を受けることなく職員団体の業務に専ら從事すること」と定義付けられている無許可専従(以下、「ヤミ専従」という。)を行つてゐる疑いがあるとする匿名のメールが送られた。それがきつかけで、同年四月一日、農水省において、組合幹部千三百九十五人に対して「ヤミ専従」問題について調査(以下、「四月一日の調査」という。)を行つたところ、同月三日、百四十二人の職員が「ヤミ専従」を行つて疑いが浮上した。しかし、本年四月七日から八日にかけての新聞報道行つたところ、同月三日、百四十二人の職員が「ヤミ専従」という。)によると、農水省として右のメールが届けられ、「四月一日の調査」を行つ以前に、昨年三月十八日の時点で、関東農政事務局に「ヤミ専従」問題について調査(以下、「三月十八日の調査」という。)を行つており、その翌十九日、四十人の職員に「ヤミ専従」の疑いがあることが明らかになつていてのにもかかわらず、同省としてそれを公表せず、あくまで「四月一日の調査」が初回の調査である旨、虚偽の説明をしていたと報じられている。また「報道」によると、三月十八日の調査で関東農政局において三十三人の「ヤミ専従」疑惑が浮上したのにもかかわらず、同農政局は六人の疑惑のみを農水本省に報告し、残る二十七人は放置していたとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 三月十八日の調査は、農水省として公式に行つたものか。

二 農水省において、三月十八日の調査が行われていたことを知つて、農水省幹部は誰か、その者の官職氏名を全て明らかにされたい。

三 農水省において、三月十八日の調査を行つたこと並びにその結果を隠すことを誰がいつ決

めたのか。その日につい職員の官職氏名を明

のである。

四 農水省において、「三月十八日の調査」を行

い、その結果四十人の職員に「ヤミ専従」を行つてゐる疑いが発覚したが、そのうち六人についてのみ報告をし、残りについては隠すことを決めたのは誰か。その者の官職氏名を明らかにされたい。

十 今回明らかになつた「三月十八日の調査」が隠されていて件について、農水省としてどの様な処分を下す考えでいるのか説明されたい。

農林水産省関東農政局総務部により、同局管内において、勤務実態として職員団体活動が中心と考えられる者がいることが確認されたた

で述べた職員団体役員の勤務実態の確認をめぐる対応の適否等についても検証を行うこととしており、検証の結果、国家公務員法第八十二条第一項各号の処分事由に該当すると認められる場合には、厳正に対応することとしている。

内閣衆質一七一第二九四号
平成二十一年四月十七日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省職員によるヤミ卒業問題に係る調査の隠蔽等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

かつたとのことであるが、右は事実か。

六 五が事実ならば、農水省地方課において、當時その様な対応をとつた理由、目的は何か。岡田憲和農水省地方課長は、本年四月八日、記者会見で「重大な事実をつかんでいるのだから連絡すべし」だつた。反省している」と述べてゐる所を承知するが、農水省地方課が三月十八日の「調査」を同省上層部に上げなかつたのは、どのような意図に基づいた判断であつたのか明らかにされたい。

「ヤミ専従」問題について、農水省は組織全体

として事実關係を國民に隠していたことになると考へる。右問題については、當時の若林正俊と農林水産大臣や白須敏郎事務次官はじめ農水省幹部にも大きな責任があると考えるが、農水省の見解如何。

同省における「ヤミ専従」問題について再調査を

行つてはいると答弁しているが、右の調査は現在どの様な進捗状況にあるか説明されたい。

後更に隠されていた事実が明らかになる可能性も否定できないと考えるが、同省として、この問題を徹底的に調査し、瞼を出し切る考えはある

ない旨の投書があつたことを受け、同年三月十八日、当時の同省大臣官房秘書課以下「秘書課」という)の労務担当者の依頼により、同省大臣官房地方課(以下「地方課」という)の労務担当者が同局総務部に対し、栃木農政事務所及び千葉農政事務所における職員団体役員の勤務実態の確認を依頼したところである。これを受けて、同局総務部においては、管内の職員団体役員の勤務実態を幅広く把握しておく必要があると独自に判断し、管内のすべての地方農政事務所に対し、職員団体役員の勤務実態の確認を指示したところであるが、栃木農政事務所及び千葉農政事務所以外の勤務実態の確認の結果については、農林水産省本省に報告しなかつたも

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省職員によるヤミ專從問題に係る調査の隠蔽等に關する質問に対する答弁書

平成二十年三月に農林水産省の一部の地方農政局において行つた職員団体役員の勤務実態の確認の結果が省内関係部局で共有されず、同省幹部にも適切に報告されなかつたことは不適切な対応であつたと考へている。その要因等については、農林水産省に設置された「労使関係問題特別調査チーム」において、弁護士等外部の有識者から構成される「無許可専従問題」に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の指揮、監督等を受けつつ、検証を行うこととしている。

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問主意書

二〇〇六年八月十六日、北海道根室市の漁船第三十一吉進丸がロシアの国境警備隊に拿捕され、乗組員一名が銃殺された事件が発生した。その第三十一吉進丸の船体につき、本年一月二十七日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質

無許可専従(國家公務員法(昭和二十二年法律
第一百二十号)第百八条の六第一項ただし書の規
定に基づく許可を受けることなく職員団体の業
務に専ら従事することをいう。)を行つてゐる疑
いがあるとされた者について、「労使関係問題
特別調査チーム」において、第三者委員会の指
揮、監督等を受けつつ再調査を進めているところ
であり、農林水産省として徹底的に事實を解
明していくこととしている。

十について

現在、七についてで述べたように、「労使関
係問題特別調査チーム」が、第三者委員会の指
揮、監督等を受けつつ、一から三までについて

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問主意書

またはビデオ撮影等の方法により入手しているか。

四 外務省 特に「総領事館」として、具体的につロシア側に対して第三十一吉進丸の船体の返還を求めたのか、その日にち、場所、求めた政府職員の官職氏名等、具体的な説明を求める。

右質問する。

内閣衆質一七一年第二九五号
平成二十一年四月十七日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第

三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘のた捕事件及びこれに関するロシア側による手続は、我が國の北方領土問題に関する立場から容認不得ず、外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき隨時申入れを行つており、また、御指摘の船体の現状を確認しているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、また、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年四月九日提出
質問 第二十九六号

脱北者に我が國への入国を認める際の外務省の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

脱北者に我が國への入国を認める際の外務省の対応に関する再質問主意書

脱北者に我が國への入国を認める際の外務省の対応に関する再質問主意書

本年三月二十七日、大阪地方検察庁は、北朝鮮を脱出した日本人妻の親族を装い、我が國に不法入国したとして、中国人三名を入管難民法違反で逮捕した。右の事件(以下、「不法入国事件」という)に関し、日本人妻の斎藤博子容疑者の親族を装い逮捕された中国人三名について、外務省が面談することなく、電話でのやり取りと書類審査のみで親族と認定していたと報道されていることにつけ、「前回答弁書」(内閣衆質一七一年第二九五号)で外務省は「お尋ねについては、現在、公判係属中の事件にかかる事柄であり、答弁することは出来ない」と答弁している。右を踏まえ、再質問する。

十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第

三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問に対する答弁書

一前回質問主意書で、脱北者に我が國への入国を行つてきたのかと問うたところ、「前回答弁書」では脱北者等が我が國の在外公館に保護を求めてきた場合には、同人の人定事項や希望等を、館員との面談等を通じ確認した上で、

生命又は身体の安全確保等の人道的観点、関係国との関係等を総合的に考慮して個別具体的に

対応を検討することとしている」との答弁がな

されている。また「前回答弁書」では「平成十九

年度拉致問題の解決その他朝鮮当局による人

権侵害問題への対処に関する政府の取組につい

ての報告」においては、「政府としてこれまでに

開示している範囲では、百名強の脱北者が我が

国に入国している」としている。と、これまで

我が国に百名を超える脱北者が入国しているこ

とが明らかにされているが、外務省として、こ

れまで我が国に入国している百名強の脱北者全員に対し、必ず面談を行つていていると理解して良いか。確認を求める。

二 一で、面談を行つていないという例外があるなら、それはなぜか。

三 「不法入国事件」について、外務省は前文にある様に公判係属中を理由に答弁することを拒んでいるが、外務省として、なぜ「不法入国事件」が起きたのか、少なくともなぜ今般逮捕された中国人三名が脱北者を装つて我が國に入国することが出来たのか、その経緯を国民に説明する義務があると考える。外務省として、右の中国人三名と面談することなく、電話でのやり取りと書類審査のみで斎藤博子容疑者の親族と認定していたのか否か、その事実関係を明らかにするこ

とを再度求める。

中での事件にかかる事柄であり、答弁することは差し控えたい。と答弁している。右を踏まえ、再質問する。

十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第

三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問に対する答弁書

一前回質問主意書で、脱北者に我が國への入国を行つてきたのかと問うたところ、「前回答弁書」では脱北者等が我が國の在外公館に保護を求めてきた場合には、同人の人定事項や希望等を、館員との面談等を通じ確認した上で、

生命又は身体の安全確保等の人道的観点、関係

国との関係等を総合的に考慮して個別具体的に

対応を検討することとしている」との答弁がな

されている。また「前回答弁書」では「平成十九

年度拉致問題の解決その他朝鮮当局による人

権侵害問題への対処に関する政府の取組につい

ての報告」においては、「政府としてこれまでに

開示している範囲では、百名強の脱北者が我が

国に入国している」としている。と、これまで

我が国に百名を超える脱北者が入国しているこ

とが明らかにされているが、外務省として、こ

別具体的に対応を検討することとしているが、具体的な確認方法については、事柄の性質上、明瞭化することは差し控えたい。

三について

先の答弁書(平成二十一年四月七日内閣衆質一七一年第二九六号)五から八まで及び十についてでお答えしたとおり、お尋ねについては、現在、公判係属中の事件にかかる事柄であり、答弁することは差し控えたい。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月十日

衆議院議長 江田 五月

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣衆質一七一年第二九六号
平成二十一年四月十七日

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「不正の競業その他の」を削る。

第二十一条第一項第二号を削り、同項第一号中「人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。」により、「及び「営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体(以下「営業秘密記録媒体等」という。)の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為を害する行為をいう。以下同じ。」を削り、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百三十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。」その他の保有者の管

業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法

律(平成十一年法律第百三十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。」を削り、「不正アクセス行為を害する行為をいう。以下同じ。」を削り、「不

正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はそ

の保有者に損害を加える」に改め、同号を同項第

二号とし、同項に第一号として次の一号を加え

る。

官 報 (号 外)

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)その他他の保有者の管理を害する行為をいう。以下の条において同じ)により、営業秘密を下この条において同じ)により、営業秘密を取得した者 第二十二条第一項第三号を次のように改める。

三 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次の一いずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者 イ 営業秘密記録媒体等(営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ)又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

口 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

第二十二条第一項第六号中「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に、「第一号又は第三号から前号まで」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に、「第一号又は第三号から前号まで」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「不正の競争の」を

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

第五号まで」に改める。

第六号まで」を「第一項第二号又は第四号から第七号まで」に改める。

第七号まで」に改める。

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

この法律は、公報の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るために、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

二 営業秘密侵害罪が成立するために必要とされる目的について、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に変更すること。

三 営業秘密侵害行為により、営業秘密を不正に取得する行為について、その方

周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。さらに、今後の技術進歩や経済社会情

いて、記録媒体の横領、複製の作成、消去義務への違反による場合に限り、罰則を適用すること。

四 営業秘密記録媒体等の定義を変更すること。

五 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、営業秘密の流出を防止し、我が国産業競争力の維持・強化を図る措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿 東 順治

〔別紙〕

経済産業委員長 東 順治

不正競争防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 本案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るために、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

二 営業秘密侵害罪が成立するために必要とされる目的について、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に変更すること。

三 営業秘密侵害行為により、営業秘密を不正に取得する行為について、その方

周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。さらに、今後の技術進歩や経済社会情勢の変化等を踏まえ、営業秘密の定義や保護の在り方について十分な検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

二 国民生活の安心や安全を損なうような事件が次々と明らかとなる中で、労働者等による公益通報の重要性が増していることからがんがみ、公益通報者保護制度の趣旨を勘案しつつ、必要に応じて柔軟な法の運用に努めること。

三 中小企業や下請事業者の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、これらの者の保有する営業秘密が不適に流出することとのないよう、中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。また、元請企業等の有力な取引先による営業秘密侵害に対する対応は、厳正に対処すること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると見られることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、本法施行において、以下の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、その趣旨に關し、事業者、労働者双方に周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。さらに、今後の技術進歩や経済社会情勢の変化等を踏まえ、営業秘密の定義や保護の在り方について十分な検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

二 国民生活の安心や安全を損なうような事件が次々と明らかとなる中で、労働者等による公益通報の重要性が増していることからがんがみ、公益通報者保護制度の趣旨を勘案しつつ、必要に応じて柔軟な法の運用に努めること。

三 中小企業や下請事業者の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、これらの者の保有する営業秘密が不適に流出することとのないよう、中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。また、元請企業等の有力な取引先による営業秘密侵害に対する対応は、厳正に対処すること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると見られることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、本法施行において、以下の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、その趣旨に關し、事業者、労働者双方に周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。さらに、今後の技術進歩や経済社会情勢の変化等を踏まえ、営業秘密の定義や保護の在り方について十分な検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

二 国民生活の安心や安全を損なうような事件が次々と明らかとなる中で、労働者等による公益通報の重要性が増していることからがんがみ、公益通報者保護制度の趣旨を勘案しつつ、必要に応じて柔軟な法の運用に努めること。

三 中小企業や下請事業者の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、これらの者の保有する営業秘密が不適に流出することとのないよう、中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。また、元請企業等の有力な取引先による営業秘密侵害に対する対応は、厳正に対処すること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると見られることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。

四 営業秘密侵害に係る刑事罰の強化に当たっては、その趣旨に關し、事業者、労働者双方に周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。さらに、今後の技術進歩や経済社会情勢の変化等を踏まえ、営業秘密の定義や保護の在り方について十分な検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

二 国民生活の安心や安全を損なうような事件が次々と明らかとなる中で、労働者等による公益通報の重要性が増していることからがんがみ、公益通報者保護制度の趣旨を勘案しつつ、必要に応じて柔軟な法の運用に努めること。

三 中小企業や下請事業者の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、これらの者の保有する営業秘密が不適に流出することとのないよう、中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。また、元請企業等の有力な取引先による営業秘密侵害に対する対応は、厳正に対処すること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると見られることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。

四 営業秘密侵害に係る刑事罰の強化に当たっては、その趣旨に關し、事業者、労働者双方に周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。さらに、今後の技術進歩や経済社会情勢の変化等を踏まえ、営業秘密の定義や保護の在り方について十分な検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

二 国民生活の安心や安全を損なうような事件が次々と明らかとなる中で、労働者等による公益通報の重要性が増していることからがんがみ、公益通報者保護制度の趣旨を勘案しつつ、必要に応じて柔軟な法の運用に努めること。

三 中小企業や下請事業者の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、これらの者の保有する営業秘密が不適に流出することとのないよう、中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。また、元請企業等の有力な取引先による営業秘密侵害に対する対応は、厳正に対処すること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると見られることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。

官 報 (号 外)

第五十五条の十二 経済産業大臣は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、輸出者等がなお輸出者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該輸出者等に対し、輸出者等遵守基準を遵守すべき旨の勧告をすることがで
きる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ぜることができる。

第六十九条の四第一項第一号中「第二十五条第
四項」を「第二十五条第六項」に改め 同項第三号
中「第二十五条第一項若しくは第二項」を「第二十
五条第一項から第四項まで」に改め、同条第二項
第一号中「第二十五条第四項」を「第二十五条第六
項」に改め、同項第四号中「第二十五条第一項若し
くは第二項」を「第二十五条第一項から第四項ま
で」に改める。

第六十九条の六第一項中「に」を「いずれかに」
に、「五年」を「七年」に、「二百万円」を「七百万円」
に改め、同項第一号中「第二十五条第一項」の下に
「又は第四項」を加え、「同項」を「これらの項」に改
め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第二号

及び前項第二号(貨物の輸出に係る部分に限る。)に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 特定技術であつて、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの(以下この項において「核兵器

等」という。)の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵(次号において「開発等」という。)のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 第四十八条第一項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第二十五条第四項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

第六十九条の六の次に次の一条を加える。

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者

二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定めた行為をした者

三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者前項第二号(第二十五条第三項第一号イに係る部分に限る)の未遂罪は、罰する。

第六十一条中「に」を「いずれかに」に改め、同条第十六号を次のように改める。

第六十一条第十七号中「第二十五条第三項」を「第二十五条第五項」に改め、同条第十八号中「第二十五条第四項」を「第二十五条第六項」に改め、同条第十九号中「又は第三項」を「又は第二項に改め、「取引」の下に「若しくは技術記録媒体等輸出若しくは国外技術送信」を加え、同条第二十号中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の二第三項」に改め、「売買」の下に「貸借若しくは贈与」を加え、同条第三十号及び第三十一号を削り、同条第三十二号を同条第三十号とし、同条第三十三号を削り、同条第三十四号中「目的とする取引」の下に「若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは特定技術を内容とする情報の送信」を、「又は取引」の下に「若しくは特定記録媒体等の輸出若しくは情報の送信」を加え、同号を同条第三十一号とし、同条第三十五号を同条第三十二号とし、同号の次の次の一号を加える。

三十三 偽りその他不正の手段により第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項、第四十八条第一項若しくは同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者第七十条に次の一項を加える。

万円」を「五十万円」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者第七十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

十一 第五十五条の十二第二項の規定による命令に違反した者第十九条の七の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。

(施行期日)
附 則
(経過措置)

第一条 この法律による改正前の外国為替及び外國貿易法(以下「旧法」という。)第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定により許可を受けた取引が、この法律による改正後の外國為替及び外國貿易法(以下「新法」という。)第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を要するものに該当する場合には、当該取引は、同条の相当規定又は同条の規定に基づく命令の相当規定により許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定による許可の申請に係る取引が、新法第二十五条の規定又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を要するものに該当する場合には、当該申請については、これを同条の相当規定又は同条の規定に基づく命令の相当規定によりされた許可の申請とみなして、新法の規定を適用する。

官 報 (号外)

しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引若しくは役務取引等(旧法第二十五条第四項に規定する役務取引等をいう。)又は貨物の輸出に関し旧法、旧法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に対する取引又は輸出の禁止については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

平成二十一年四月十七日
衆議院議長 河野 洋平殿
経済産業委員長 東 順治

- 3 安全保障上機微な貨物の輸出や技術の取引を業として行う者に対し、経済産業大臣が定める基準に従って輸出などをすることを求め、経済産業大臣が勧告、命令等を行うことを可能とする制度を創設すること。
4 仲介貿易取引に関する規制の範囲に、賃借又は贈与に基づく取引を追加すること。
5 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

一 議案の目的及び要旨
本案は、国際的な人との交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い、安全保障に関連する貨物又は技術の海外への流出懸念が増大していることいかんがみ、我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 安全保障上機微と認められる特定技術の対外取引をすべて経済産業大臣の許可の対象とするとともに、これらの技術が記録された記録媒体等の国境を越えた持出しについても許可の対象とすること。
- 2 安全保障上機微な貨物について経済産業大臣の許可を受ければ輸出を行つた者等に対する

官 報 (号 外)

平成二十一年四月二十一日

衆議院會議錄第二十五号

二四

第明治
三十
種
郵
便
物
認
可日

發行所
二東京 二番地 立四都○五 行政法 國立印 刷局
虎ノ門一 四丁目
二五 二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 二部 一一五円 二〇円